

## TPPの「大筋合意」に強く抗議するとともに、交渉からの撤退を求める決議

1 TPP（環太平洋連携協定）交渉について、日本を含めた交渉参加国は2015年10月5日、米アトランタでの関係閣僚会合において「大筋合意」に至った。今後は各参加国が国内議会の承認を取り付け、併せて各国の事務レベルで詰めて協定の条文案を完成させ、批准手続きにすすみ、2017年にも発効に至ることが予想されている。

しかし、以下に述べるとおり、TPPには国民の権利を侵害し、社会的弱者を新たに多く生み出す危険な内容が多数盛り込まれている。自由法曹団は、政府がかかる危険性を無視して「大筋合意」に至ったことに強く抗議するとともに、引き続き交渉からの撤退を求める。

### 2 重要5項目の関税水準撤廃について

TPPにより農産品目の関税撤廃がなされると、従前の政府試算によっても、国内の農林水産物の生産高が低下し、肥料、農業、飼料等の関連産業分野でもGDP減少が懸念され、食料自給率の低下が懸念される。

農産品目の関税撤廃が与える影響は甚大であることから、少なくともいわゆる重要5項目についての関税水準引き下げは、断じて許されるべきではない。この点、交渉に入る前のわが国の衆参農林水産委員会でもこの重要5項目が「聖域」とされていた。

ところが、今回の「大筋合意」後に政府が発表した資料によれば、豚肉の関税を現在の482円から50円に下げることや、牛肉の関税を38.5%から9%に引き下げること、アメリカやオーストラリアからのコメの輸入枠を計7万8400トン設けること、乳製品、麦にも優先枠を設けることなどが盛り込まれている。重要5項目の関税水準等の「聖域」は、全く守られていない。

### 3 非関税障壁の問題について

TPPでは、非関税障壁についても完全撤廃が原則とされており、予め例外規定をもうけない限り自由化される方式が採用されている（ネガティブリスト方式）。

しかし非関税障壁は、多くの場合、国民の生命・健康・財産・環境等の保護を目的としてもうけられた法規制などであり、その全廃は、国民の重要な利益を侵害する。

例えば、国民皆保険制度が非関税障壁として批判に曝され弱体化する可能性は高く、食の安全分野でも収穫後使用農薬（ポストハーベスト農薬）の使用規制、遺伝子組み換え食品の表示にかかる規制等が撤廃されるおそれがある。

### 4 ISDS条項について

TPPには、ISDS条項（投資家対国家紛争解決条項）を含むことが確認されており、「大筋合意」後に政府が発表した資料にも明記されている。

ISDS条項とは、投資協定に関する、受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項である。

今後、わが国の法律、制度、慣行、事実行為、裁判所の判決などについて、他国投資家

から訴えられ、その結果、その内容が変更されるおそれがあり、国民主権原理に抵触する。

## 5 秘密保持契約の存在

政府は、T P P交渉参加に先立ち、秘密保持契約を締結したとして、交渉の実態を隠し、これまで、国会及び国民の間で議論する基礎となる確実性ある公の情報を何も提供しなかった。また「大筋合意」後に政府の発表した資料においても、内容は十分に触れられているとはいえない。

これでは、T P Pの全容が知られないまま、拙速な国会審議で強行採決へ一気に踏み切られてしまう可能性が極めて高い。これは憲法が条約承認権を国会に与えた趣旨（73条但書）を没却するものである。また、国民の知る権利の観点からも問題である。

## 6 結論

以上の理由から、自由法曹団は今回の政府による「大筋合意」に抗議するとともに、T P P交渉からの撤退を直ちに求める。

2015年 10月19日  
自由法曹団 宮城・蔵王総会